

事務連絡
令和5年10月2日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震の発生も切迫しています。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行って頂くよう依頼してきたところです。当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮するようお願いしております。

食事の質の確保に当たっては、例えば、キッチンカーの活用も有効な手段の一つとなります。実際に、一部自治体において、災害発生時においてキッチンカーを活用し、適温食を提供した例（別添：事例1）やキッチンカー事業者と災害時の食事の提供に関する協定を締結した例（別添：事例2）があります。

つきましては、こうした自治体の例も参考にしつつ、避難所における食事の質の確保のため、キッチンカーを活用した食事の提供についてもご検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、食品を調理し、客に提供する又は飲食させる営業については、食品衛生法により都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならないと規定されていますが、個々の行為が営業と見なされ得るか否かについては、規模、形態、反復継続性等に

鑑み、許可の権限を有する都道府県知事が総合的に判断しています。一部キッチンカー事業者による避難所における食事の提供について、食品衛生法に基づく営業許可を要する通常の「営業」との区別を明確にするために、考え方を整理した自治体の例（別添：事例3）も参考にしつつ、貴都道府県内の衛生主管部局（保健所を設置する市及び特別区を含む。）と緊密な連携の下、検討を進めていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の営業規制に係る内容については、厚生労働省に協議済みであることを申し添えます。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
吉田、内田、真鍋、坂本
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
福原、遠矢、木本、日比野
TEL 03-5253-7525（直通）